



国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005
 普通寺年金事務所 ☎0877-62-1662

**勤め先を退職した人は
国民年金の手続きをお忘れなく**

会社を退職した場合は、国民年金第1号被保険者になります。また、扶養している配偶者がいる場合は、配偶者も第3号から第1号被保険者になります。

第1号被保険者になった場合は届け出が必要です。年金手帳、印鑑、退職した日がわかる証明書を持参の上、市民課または各支所で手続きをしてください。

〈国民年金保険料の納付が困難な場合〉
 前年度または当年度に会社を離職し、失業していることが確認できる場合は、特例的に保険料免除（全額、4分の

3、半額、4分の1）が認められます。ただし、配偶者や世帯主に所得があるときは、認められない場合もあります。希望する人は「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の提出が必要です。離職票または雇用保険受給資格者証等の写し、印鑑、年金手帳を持参の上、市民課または各支所で手続きをしてください。

国民年金後納保険料の納付書の「使用期限」にご注意を

過去10年間に納め忘れた国民年金保険料の納付を希望する人は、後納制度を利用して納付することが可能となりました。

後納制度の申し込みをした人は、手元の納付書の納付期限が、3月31日です。納付期限までに納付できなかった人が、4月以降に納付を希望する場合は、新たな納付書が必要になりますので、普通寺年金事務所へお問い合わせください。

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある人へ

所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

4月から保険料の免除対象期間が拡大され、過去2年1ヵ月分の免除申請ができるようになりました。

【失業などの特例免除の対象期間も拡大】

災害・失業などの前月から災害・失業などがあつた年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになります（3月以前にあつた災害・失業も対象となりますが、過去の審査対象期間は、2年1ヵ月前までです）。

社会保険労務士による年金相談

相談料は無料で、申請の手続きもできます。

日時・場所

4月9日（水）三豊市役所西館
 22日（火）山本庁舎
 午前10時～午後3時

持参品 年金手帳、年金証書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの
 ※代理人が来る場合は、委任状および依頼を受けた本人であることが確認できるものが必要

▼問い合わせ
 街角の年金相談センター高松（オフィス）
 ☎087（811）6020



税務課からのお知らせ

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006 観音寺税務署 ☎25-2191

確定申告が間違っていたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは「更正の請求」をして正しい税額への訂正をすることができます。また、確定申告をしなければならぬのに、確定申告することを忘れていた場合は、できるだけ早く申告をしてください。

確定申告の振替納付日

平成25年分の確定申告の振替納付日は次のとおりです。

所得税および復興特別所得税

4月22日（火）

個人事業者の消費税および地方消費税

4月24日（木）

期限内に納付できなかった場合や、振替できなかった場合には、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税がかかりますので、ご注意ください。

65歳以上の被保険者の皆さんへ

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まりました

仮徴収とは、平成26年度の所得が確定するまで暫定的に保険税や保険料を年金天引きで納めることです。保険税または保険料を天引きしている人は、

4月から仮徴収が始まりました。仮徴収額は、2月の天引き額と同額で、4月、6月、8月に支払われる年金から天引きされます。

ただし、後期高齢者医療保険料または介護保険料の年金天引きが新たに始まる人（2月に年金天引きがされていない人）は、平成24年中の所得をもとに仮計算された保険料により、それぞれ仮徴収されます。

なお、世帯主が75歳（後期高齢者医療被保険者）になる年度からは、国民健康保険税は年金天引きされず、普通徴収となります。

※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を年金天引きしている人で、口座振替による納付を希望する人は、金融機関で口座振替の手続きをした後、税務課または各支所へ納付方法変更申請書を提出してください。ただし、保険税または保険料に滞納がない等の一定の要件を満たしていない人は、変更できません。また、介護保険料については納付方法の変更は出来ません

※平成26年度の普通徴収・特別徴収の通知書は7月上旬に送付します

自動車税（県税）の減免申請を受け付けます

身体障がい者手帳等を持っている人

で、一定の要件を満たす人が対象です。なお、4月から減免の範囲が拡大し、障がい者が日常生活のために週1回程度使用する場合も対象となりました。

場所・問い合わせ

県税事務所（県高松合同庁舎内）
 ☎087（806）0314

●次の日程で、受付窓口を設置しますので、ご利用ください。

日時

4月11日（金）・18日（金）
 5月16日（金）
 午前9時～午後4時

場所・問い合わせ

西讃県民センター
 ☎25・5200

軽自動車税の減免

平成26年度軽自動車税の身体障がい者等に対する減免や車の構造減免の申請期限は、5月26日（月）です。すでに申請している人は、届出事項に変更がない限り、継続となります。

